

平成19年度 京都市教育委員会教育実践功績表彰

表彰選考委員会議の開催のお知らせ

平成19年度 京都市教育委員会教育実践功績表彰 表彰選考委員会議第2回会議を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

京都市教育委員会

記

1 日 時 平成19年10月2日(火) 午前10時00分から

なお、日時は事情により変更となる場合があります。

2 場 所 京都市総合教育センター 1階 第1研修室
下京区河原町通仏光寺西入る
371-2340

3 公開・非公開の別 公開

4 傍聴について

(1) 定 員 10人

(2) 傍聴受付

受付場所

京都市総合教育センター 1階 第2研修室

時間・手続

当日会議開催予定時刻の30分前から受け付けますので、上記の受付場所にお越してください。

会議開催予定時刻の10分前を過ぎると受付できませんので、御注意ください。なお、会議開催予定時刻の10分前までの時点で傍聴希望者が10人を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) 留意事項

傍聴にあたっては、「京都市教育委員会教育実践功績表彰 表彰選考委員会議傍聴要項」に記載された事項に従ってください。

5 問い合わせ先

京都市教育委員会事務局総務部教職員給与課 : 075-222-3777(直通)

京都市教育委員会教育実践功績表彰 表彰選考委員会議傍聴要項

平成15年10月10日

平成18年 9月29日改正

教育実践功績表彰選考委員長

1 趣旨

この要項は、京都市市民参加推進条例第7条の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の10分前までに、予め指定する場所に集合しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、傍聴を許さない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器具等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、委員長において傍聴を不相当と認める者
- (4) 傍聴をしようとする者が、(1)に定める人数を超えるときは、抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - エ 画像の撮影、録音等を行うこと。ただし、報道関係者等で予め委員長の許可を受けたときを除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合。
 - イ この要項に違反し、委員長が退場を命じた場合。
- (3) (1)及び(2)のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

4 その他

この要項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。